

2011年4月1日

エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1.13」認定基準の改定について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

グリーン購入法の改定（追加等）にあわせ、グリーン購入法との整合をはかるため、消しゴム、ステープラに関する基準の改定を行います。

2. 改定箇所（*下線部を追加、見え消し部を削除）

4. 認定の基準と証明方法

4.1. 環境に関する基準と証明方法

C. プラスチックを主材料とする製品

(21) 原料として使用した再生プラスチックの合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上であること。ただし、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの重量割合が、60%以上を満たすことでも良い。また、透明 OHP フィルム類（厚さ 150 ミクロン以下）については、再生プラスチックの重量割合が 30%以上、別表 1 に定める機能性事務用品は、再生プラスチックの重量割合が 50%以上であること。

D. 「A」、「B」および「C」に含まれない製品

「A」、「B」および「C」に含まれない製品については、以下の基準項目(27)～(28)のいずれか一つを満たすこと。

(27) 原料として、「古紙パルプ」、「再・未利用木材または廃植物繊維」および「再生プラスチック」の合計重量が、製品全体の重量割合で 70%以上（別表 1 に定める消しゴム、プラスチック字消し及び機能性事務用品の場合は 50%以上。また、ステープラについては、再生プラスチックの合計重量がプラスチック重量の 70%以上）であること。なお、消しゴム、プラスチック字消しの場合は、上記再生材料に合せて、廃棄された卵の殻などの再生材料の使用も認める。消しゴム、プラスチック字消しに使用する巻紙（スリーブ）部分は、古紙パルプ配合率 50%以上とし、認定基準 4.1.2 A(6)を満たすこと。また、消しゴム、プラスチック字消しに使用するプラスチック製ケース部分は、認定基準 4.1.2 C(21)～(25)を満たすこと。

5. 商品区分、表示など

(3) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用

の手引」(2011年3月1日制定施行)に従い、マークと認定情報による表示(Bタイプの表示)を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

D. 「A」、「B」および「C」に含まれない製品

一段目に「再生材料の使用 〇%」もしくは「再生材料の使用 〇%以上」、二段目には使用した再生材料として「紙」・「木」・「プラスチック」のうちから「再生材料の名称(3種類の場合、多い順に上位2種まで。「卵の殻」などを使用した白墨の場合は、1種で良い。)」を記載すること。なお 〇%は製品全体に占める再生材料の合計の数値を記載すること(小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める再生材料の合計の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。)。ステープラについては、プラスチック重量における再生プラスチックの重量割合を記載すること。なお、〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。以下に一例(「紙」「プラスチック」を使用した場合、「卵の殻」を使用した場合)を示す。



3. 改定日： 2011年4月1日

以上